

令和6年7月30日

茅ヶ崎市立香川公民館運営審議会
会長 亀井 昇 様

茅ヶ崎市立香川公民館
館長 松下 晃久

茅ヶ崎市立香川公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を要する事項

公民館を基点としたサークル活動と地域（地域団体等）とのつながりについて

2 諮問理由

公民館では、地域住民の自主的な学習活動の場として、様々なサークル活動が行われています。文化系、スポーツ系等、分野は多岐にわたりますが、その中に地域活動を中心に行う自治会連合会等の団体があります。地域住民が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、日常生活に必要な情報交換や地域に共通する課題を協力して解決していくために様々な活動を行っていますが、公民館の利用目的は主に「会議」となっており、趣味などを通じた仲間づくりのサークルとは異なることから、公民館利用者の多くはその活動内容等を十分に知っていないようにも見受けられます。

公民館は、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献しています。このうち「むすぶ」について、公民館を利用する様々なサークルと地域団体や地域の社会資源である学校等がお互いの活動を認識することで相乗効果を生み、点となっている活動が広がっていく、結果として地域が豊かになっていくことが想像されます。地域の活動拠点の一つである香川公民館は、その媒介の役割を果たすことができるのではないかと考えますが、そのために公民館をどのように活用できるか多様なご意見を頂戴したいと考えます。

以上のことから、上記1の「検討を要する事項」において諮問をいたしますので、ご審議のうえ、答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日

令和7年3月